

上・下水道、町指定ごみ袋などの料金が変わります

☎みず環境課 水道係 ☎282-0472
 下水道係 ☎282-1374
 生活環境係 ☎282-1604

消費税率の改定に伴い料金の改定を行いました。改定内容は下記のとおりです。

【4月1日より改定】 ◆水道加入金 ◆給水工事検査手数料 ◆水道開栓手数料
 ◆町指定ごみ袋 ◆し尿汲み取り料

【6月請求分より改定】 ◆上水道料金 ◆下水道料金



水道加入金

口径	現行	改定後
13 mm	52,500円	54,000円
20 mm	84,000円	86,400円
25 mm	126,000円	129,600円
30 mm	210,000円	216,000円
40 mm	315,000円	324,000円
50 mm	567,000円	583,200円
75 mm	2,100,000円	2,160,000円
100 mm	3,675,000円	3,780,000円

給水工事検査手数料

現行	改定後
1,580円	1,625円

水道開栓手数料

現行	改定後
3,150円	3,240円

し尿汲み取り料 (10 戸単価)

現行	改定後
98円	101円

町指定ごみ袋 (10 枚単価)

区分	現行	改定後
燃やすもの用 (小)	100円	103円
燃やすもの用 (大)	140円	144円
事業系ごみ用	150円	154円



上水道料金

用途 (基本水量)	現行	改定後
一般用 (8 m ³ まで)	1,150円	1,180円
営業用 (14 m ³ まで)	2,150円	2,210円
団体用 (20 m ³ まで)	3,060円	3,145円
浴場用 (100 m ³ まで)	10,500円	10,800円
一時用 (1 m ³ につき)	690円	710円

上水道超過料金 (1 m³につき)

現行	改定後
170円	175円
690円	710円

下水道料金

基本水量	現行	改定後
8 m ³ まで	1,050円	1,080円

下水道超過料金 (1 m³につき)

現行	改定後
170円	175円

その他

ゲートボール大会

▼町協会第11回大会

(3月22日/町ゲートボール場)
 ①小川野 (榎本世喜夫・榎本純子・藤本高明・高丸礼子)
 ②東上野 ③八勢

グラウンドゴルフ大会

▼町グラウンドゴルフ協会創立20周年記念交歓大会

(3月8日/町民グラウンド)
 ▼前段赤コート
 ①杉村希世代 (御船)
 ②藤本 鉄哉 (山都)
 ③柴田 国夫 (甲佐)
 ▼前段青コート
 ①大川 征男 (益城)
 ②武内 一 (御船)
 ③伊藤 盛文 (甲佐)
 ▼後段赤コート
 ①下田 昭治 (御船)
 ②山本 一郎 (甲佐)
 ③前田 尊雄 (益城)
 ▼後段青コート
 ①田村 智子 (御船)
 ②日高 五夫 (甲佐)
 ③西村 孝光 (御船)

善意の輪

▼社会福祉協議会へ

〔香典返し〕

(一)芳名 (住所) (故人)
 木村 廣行 様 (大分市) 秋子 様
 岩男 寛文 様 (辺田見) ソル子 様
 青木 雪枝 様 (宇城市) 中村輝男 様
 松永 幸子 様 (高木) 國廣 様
 平井 伏見 様 (木倉) 譽喜 様
 常石 訓弘 様 (辺田見) ホマレ 様
 平野 ミエ子 様 (豊秋) 良幸 様
 麓 久子 様 (高木) 末敏 様
 味喜 利子 様 (木倉) 精雄 様
 本田 ミドリ 様 (陣) 則治 様
 横田 雄二 様 (辺田見) 美奈子 様
 吉岡 シトエ 様 (高木) 英典 様
 松崎 保邦 様 (木倉) トシ 様
 藤崎 由美 様 (木倉) 和雄 様
 (二) 一般寄付
 山川 長行 様 (滝川)
 御船町グラウンドゴルフ協会 様

寄付



安心安全の窓

～あんなこと こんなこと 悩む前にいつでも相談～
 上益城消費生活相談窓口

特定記録郵便を使った督促状には用心!

「数年前、督促を受け20万円を支払ったが、再び定記録郵便で青色の封書が届いた」と相談がありました。

内容は「各種有料コンテンツのうち、記載番組をご利用いただきましたが、ご利用代金の清算が確認出来ず、現在に至っています。本書面受領3日以内にご連絡の上、返済するか、返済期限の延長を含む和解の申し出をしてください。返済なき場合、法務部または訪問回収部に移管し、債権者として当然の権利行使を継続し、その際、発生する費用も別途加算し請求させていただきます」

今回、業者は自宅へ威圧的な請求電話をした後、特定記録郵便を送りつけ、1週間後、再び「ご家族様宛」の督促状を送付しています。

このような場合、債権が発生した時期も10年以上前と古く、携帯番号があったとしても、そもそも時効が推測されます。絶対に連絡をしないようにしましょう。

今回のケースのように、カモリストを悪用した業者が請求をしているようです。

一旦、関わると終わる保障はありません。架空請求と同様、無視をしましょう。

御船町では、毎週火曜日に役場2階で消費生活相談窓口を開設中です。

上益城郡内では、月曜日(益城町)、水曜日(嘉島町)、木曜日(甲佐町)、金曜日(山都町)と相談窓口を開設し、御船町以外でも相談を受け付けています。

【相談時間】 9時～16時(12時～13時は除く)

☎町総務課地域・防災係 ☎282-1111 (内線212・213)